

社会福祉法人現況報告書

平成 27 年4月1日現在

I 基本情報

所轄庁	市									
法人名	社会福祉法人安宅福祉協会	主たる事務所の所在地	〒 923 - 0003	石川県小松市安宅町ヨ132番地	電話番号	0761 - 21 - 0287	FAX番号	0761 - 21 - 6061		
ホームページアドレス	http://ataka-kodomoen.sakura.n	メールアドレス	ataka-hoikuen@hyper.ocn.ne.jp		設立認可年月日	昭和44年2月14日		設立登記年月日		
代表者	氏名	年齢	住所		職業	就任年月日				
	橋本 紀之	公表	75	公表	石川県小松市安宅町レ89番地	安宅町内会連合会事務局	平成21年7月1日			

II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種						○	○
	第二種	幼保連携型認定こども園	公表	石川県小松市安宅町ヨ132番地	平成26年12月26日	116		
		放課後児童健全育成事業	公表	石川県小松市安宅町ヨ132番地	平成11年4月1日	55		
		子育て短期支援事業	公表	石川県小松市安宅町ヨ132番地	平成20年4月1日			
	一時預かり事業	一時預かり	公表	石川県小松市安宅町ヨ132番地	平成15年4月1日			
老人福祉	第一種						○	○
	第二種							
障害者福祉	第一種						○	○
	第二種							
その他	第一種						○	○
	第二種							

	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
公益事業					
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ()					
収益事業					
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ()					
その他の事業					
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ()					

氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数
			親族	他の社会福祉法人の役員	その他		社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他				
橋本 紀之	安宅町内会連合会事務局	平成25年7月1日～平成27年6月30日					○	○						○		4
富永 哲雄	建築業、安宅町公民館長	平成25年7月1日～平成27年6月30日								○				○		3
古梅 進	不動産業	平成25年7月1日～平成27年6月30日								○				○		4
米谷 外弘	無職	平成25年7月1日～平成27年6月30日										○		○		3
円地 仁志	安宅地区社会福祉協議会会長	平成25年7月1日～平成27年6月30日					○	○						○		3
阿美 邦洋	家電業	平成25年7月1日～平成27年6月30日										○		○		4
濱中 秀治	織物業	平成25年7月1日～平成27年6月30日								○				○		4
山木 彰英	織物業	平成25年7月1日～平成27年6月30日								○				○		4
橋本 淑子	園長	平成25年7月1日～平成27年6月30日									○			○		3
小西 久雄	無職	平成25年7月1日～平成27年6月30日								○				○		3
沖 敬三	無職	平成26年4月1日～平成27年6月30日					○	○								3
和泉 宗洋	無職	平成25年7月1日～平成27年6月30日											○			4
佐藤 柳治	無職	平成25年7月1日～平成27年6月30日											○			4
真田 和代	無職	平成26年4月1日～平成27年6月30日											○			4
橋本 真悟	自営業	平成26年4月1日～平成27年6月30日											○			3
飴谷 知美	会社員	平成25年7月1日～平成27年6月30日											○			4
大西 吉信	無職	平成25年7月1日～平成27年6月30日											○			4
木下 郁雄	造船業	平成25年7月1日～平成27年6月30日											○			4
武藤 絵理	あたか認定こども園主幹保育教諭	平成27年4月1日～平成27年6月30日											○		○	4
村井 進	安宅町内会連合会会長	平成25年7月1日～平成27年6月30日														3
北村 淳治	保護者会会長	平成27年4月1日～平成28年3月31日											○			3
施設長			就任年月日			法令等に定める資格の有無										
	あたか認定こども園		橋本 淑子			平成17年4月1日		有								
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤												
			換算数		換算数											
	法人本部	0	0		0											
施設	18	3	2.5	1	0.7											

理事会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項	
	平成26年10月15日	7		有	1.26年度社会福祉法人安宅福祉協会の会計第一次補正予算 2.26年度県・市の指導監査報告 3.就学規則の改定について 4.こども子育て支援新制度について	
	平成27年1月29日	9		有	1.26年度社会福祉法人安宅福祉協会の会計第二次補正予算	
	平成27年3月23日	10		有	1.27年度安宅福祉協会事業計画 2.平成27年度社会福祉法人安宅福祉協会会計歳入歳出予算 3.平成27年度一時借入金について4.新制度に関連した事項について(あたか認定こども園重要事項説明書について 新看板について) 5.就業規則の改定について 6.給与規定の改定について その他 園舎の屋上防水改修工事について	
	平成27年5月26日	10		有	1.平成26年度 安宅福祉協会事業報告 2.平成26年度安宅福祉法人本部会計歳入歳出決算 3.平成26年度安宅福祉協会保育園会計歳入歳出決算 4.平成26年度安宅福祉協会学童会計歳入歳出決算 5.役員の改選について その他 あたか認定こども園の研究協力についてのお願い	
評議員会	開催年月日	出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項	
	平成26年10月15日	14		有	1.26年度社会福祉法人安宅福祉協会の会計第一次補正予算 2.26年度県・市の指導監査報告 3.就学規則の改定について 4.こども子育て支援新制度について	
	平成27年1月29日	20		有	1.26年度社会福祉法人安宅福祉協会の会計第二次補正予算	
	平成27年3月23日	21		有	1.27年度安宅福祉協会事業計画 2.平成27年度社会福祉法人安宅福祉協会会計歳入歳出予算 3.平成27年度一時借入金について4.新制度に関連した事項について(あたか認定こども園重要事項説明書について 新看板について) 5.就業規則の改定について 6.給与規定の改定について その他 園舎の屋上防水改修工事について	
	平成27年5月26日	21		有	1.平成26年度 安宅福祉協会事業報告 2.平成26年度安宅福祉法人本部会計歳入歳出決算 3.平成26年度安宅福祉協会保育園会計歳入歳出決算 4.平成26年度安宅福祉協会学童会計歳入歳出決算 5.役員の改選について その他 あたか認定こども園の研究協力についてのお願い	
監事監査	監査年月日	監査者			指摘事項	改善事項
	平成27年5月26日	中村 利忠		有	なし	
	平成26年5月26日	清水 春彦		有	なし	

IV 資産管理

				平成	27	年3月31日現在			
不動産の所有状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況					
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の承認の有無	
基本財産	土地	石川県小松市安宅町ヨ70番地1	1,309.00	5,498					
		石川県小松市安宅町ヨ132番地1	1,126.00	4,729					
		石川県小松市安宅町ヨ132番地2	964.00	4,049					
		石川県小松市安宅町ヨ132番地4	1,400.00	6,258					
		石川県小松市安宅町ヨ132番地10	261.00	1,096					
運用財産	建物	石川県小松市安宅町ヨ132番地4	867.38	18,304					
			393.89						
運用財産	土地								

平成 **26** 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	
①事業活動収入	
・介護報酬等の公費(※)	
・利用者負担金(※)	
・その他収入	
②事業活動支出	
・人件費支出	
・事業費支出	
・事務費支出	
・その他支出	
(2)施設整備等資金収支差額	
①施設整備等収入	
・施設整備補助金等の公費	
・その他収入	
②施設整備等支出	
(3)その他の活動資金収支差額	
①その他の活動収入	
②その他の活動支出	
当期末資金収支差額	
前期末支払資金残高	
当期末支払資金残高	

(※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	
①サービス活動収益	
②サービス活動費用	
減価償却費	
国庫補助金等特別積立金取崩額	
その他サービス活動費用	
(2)サービス活動外増減差額	
①サービス活動外収益	
②サービス活動外費用	
(3)特別増減差額	
①特別収益	
②特別費用	
当期活動増減差額	
前期繰越活動増減差額	
当期末繰越活動増減差額	
基本金取崩額	
その他の積立金取崩額	
その他の積立金積立額	
次期繰越活動増減差額	

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	
①流動資産	
②固定資産	
(2)負債の部	
①流動負債	
②固定負債	
(3)純資産の部	
減価償却累計額	

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の積立金の勘定科目	積立目的	本年度末時点の積立金額(千円)	積立計画の有無	積立目標額(千円)	施設整備の場合		
					整備事由	整備時期	整備対象施設名
人件費積立金	職員の賃金等の改善のため	8,500,000	○	10,000,000			
修繕積立金	園舎が古いため	2,500,000	○	10,000,000			
備品等購入積立金	大型の遊具購入のため	4,965,000	○	10,000,000			

保育所施設 設備整備積立金	園バスや軽自動車購入、屋上防水改修工事、 窓のサッシ入れ替え等	11,000,000	○	50,000,000			
---------------	------------------------------------	------------	---	------------	--	--	--

5. 関連当事者との取引の内容

種類	法人等の名称	住所	資産総額(千円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員等の兼務等	事業上の関係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要	実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免			
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施			
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施			
4 災害時における各種支援活動の実施			
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施			
6 他法人との連携による人材育成事業			
7 その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「-」を記載している。